

議案第7号

瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正することについて

瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸内市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第2項中「第12条」を「前条」に改める。

第15条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条に次の1項を加える。

6 フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「前各項」と読み替えるものとする。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 前条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第1項中「6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）」を「基準日」と、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の122.5」とあるのは「100分の102.5」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とあるのは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、同項各号の規定は準用しない。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条の次の1項を加える。

6 パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「前各項」と読み替えるものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第24条の2 前条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の102.5」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とあるのは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、同項各号の規定は準用しない。

第2条 瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例（平成16年瀬戸内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第5条の3第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第6条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年瀬戸内市条例第30号)新旧対照表 (第1条関係)

現行	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当 _____ をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当 _____ をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の勤務は、第10条から第12条までの勤務には含まれないものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の勤務は、第10条から<u>前条</u> までの勤務には含まれないものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p><u>6 フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「前各項」と読み替えるものとする。</u></p>

(期末手当)

第24条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(勤勉手当)

第15条の2 前条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第1項中「6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)」を「基準日」と、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の122.5」とあるのは「100分の102.5」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とあるのは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、同項各号の規定は準用しない。

(期末手当)

第24条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

6 パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第23条の2中「前条第1項」とあるのは「前各項」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第24条の2 前条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の102.5」と、「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に」とある

のは「任命権者が規則の定める基準に従って」と読み替えるものとし、
同項各号の規定は準用しない。

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第38号)新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正後
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(会計年度任用職員 ____を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(給与条例に定める昇給を行う日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条____の規定に該当すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員____ ____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第6条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日(給与条例に定める昇給を行う日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇</p>

場合に準じてその者の号給を調整することができる。

給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸内市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年瀬戸内市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第16条の2 条例第15条の2の規定により読み替えて準用する条例第15条第2項に規定する規則の定める基準は、常勤職員の例による。

第20条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第20条の2 条例第24条の2の規定により読み替えて準用する条例第24条第2項に規定する規則の定める基準は、常勤職員の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市会計年度任用職員の給与に関する規則(令和元年瀬戸内市規則第44号)新旧対照表

現行	改正後
	<p>(勤勉手当)</p> <p><u>第16条の2 条例第15条の2の規定により読み替えて準用する条例第15条第2項に規定する規則の定める基準は、常勤職員の例による。</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p><u>第20条の2 条例第24条の2の規定により読み替えて準用する条例第24条第2項に規定する規則の定める基準は、常勤職員の例による。</u></p>